

平成二十八年八月二十六日

秋立ちて明けの八月八日天皇陛下の御言葉、ビデオメッセージとて全國民に發せらる。七十一年前の同じ八月玉音放送に感じける悲しみと不安再びす。御言葉は「統合の象徴」御發現への御高齢故の配慮を滲ませ給ふ。然るを忽ち「この見解は（中略）體力の限界を迎へた天皇はその位を去らなければならぬ、といふ結論に至るわけである」とし、「今回の意嚮表明には、安倍政権による改憲プロセスを食ひ止める意圖が込められてあるといふ見解が囁かれてゐる」など言ふあり（白井聰・週聞新潮三十二號）。皇謨焉んぞ敢て小智を用ゐさせ給はむや。不敬の波紋行方定め難きを如何せむ。

抑も發端は七月十三日NHKの「生前退位」報道なり。しかもその後ビデオメッセージの豫告、加之内容の豫斷まで横行す。比較するも畏れ多き政治家などの「辭任へ」の報道は殆ど報道に名を藉る辭任要求にして、最も神聖なる皇位に就き同列的の報道前例を作りて、將來皇位に對するマスコミの容喙に道を開きたる、其の罪輕しとせず。

皇室典範は大日本帝國憲法と並立する立國の基本法として、其の制定に當りては明治八年頃より同二十二年制定まで、伊藤博文、井上毅こはし、柳原前光等さきみつを中心にドイツ出張などを含め廣汎なる検討を経て、今日問題の女系天皇及び讓位の除外など我が國文化との整合性を齎せり。その根本は覬覦きゆうの餘地を極限まで無からしめむとす。敗戦後皇室典範は憲法に組入れらるゝも、例へば舊第四十四條は新第十二條となりて「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」とて残る等、大筋は繼承するを得たりと雖も、既に見る如くマスコミの侵蝕は敬語表現の破壊を含め顯著なり。且つ最近の風潮として、自らの信條を言論を以て説得し、遂に國會の議を経て實現せむとするよりは、諮問に應へ、違憲を訴へ或いは外國の論調を利用し目的を達せむとする輩多し。

先年小泉首相の私的諮問機關「皇室典範に關する有識者會議（吉川弘之座長）」は僅か十七回の會合、一年足らずの検討期間を経て女系天皇容認の改正案を纏むるも、國會提出寸前に悠仁親王殿下御生誕により沙汰止みとなる。然るに今年三月、日本人女性を委員長とする國連女性差別撤廢委員會は我が國に對する勸告として、皇室典範に於ける女系天皇排除を對象に擧ぐ。日本政府の抗議により、發表直前漸く削除するを得と云々。

此の如く我が皇室は今や内外各種勢力の干渉、攻撃に晒されむとし、その裏には様々の謀略蠱くを危ぶむ。此度讓位の思召しに攝政の儀無かりけるは、皇室典範の規定が「精神若しくは身體の重患」など舊に増して嚴重なるが故と拜察するも、抑も武家政治の發端となりける保元の亂も、其の根に上皇院政の弊を見たる博文等の歴史認識に基く苦心を踏へ、安倍首相畢生渾身の奏諫にて、「攝政」を御聽許遊ばされむが最善となむ覺ゆる。

本稿を執筆後、政府は有識者會議を設け、論點整理を行ひ、近く國會兩院議長宛に正式申入れの豫定と云々。今上陛下の特例とする方向なるは先づは當然なるも、論者須く我が國の歴史・文化に基く言論をもて輿論を導くべし。（平成二十九年一月二十九日受附）